

基本構想 新旧対照表

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>前文</p> <p>かつて、武蔵野の面影をとどめていた東大和は、急激な人口の増加によって都市化がすすみ、いまでは当時をしのぶことさえ難しいほど、大きくその姿を変えてきました。そして、私たちは、いま、緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、私たちやここに生まれ育つ子供たちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしい「うるおいとふれあいのあるまち」を築きあげることを使命として、まもなく迎える新しい世紀に向け歩みはじめようとしています。</p> <p>私たちは、恒久の平和と、健康でより文化的な生活を営むことのできる社会の建設を願い、あすの東大和をつくり育てていくための共通の目標として、ここに人間性の尊重を基調とした基本構想を定めます。</p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、21世紀の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画、実施し、長期的、総合的な市政運営を図っていかねばならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していかねばなりません。</p> <p>3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>はじめに</p> <p><u>私たちは、昭和57年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。</u></p> <p><u>このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。</u></p> <p><u>また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。</u></p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、<u>東大和に関する計画の策定や事業を行う</u>にあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>はじめに</p> <p><u>私たちは、平成13年(2001年)に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、この目標の達成に向けて、積極的な取組を進めてきました。</u></p> <p><u>この間、社会・経済情勢は、大きく変化しました。特に、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応は、大きな課題となっています。今後のまちづくりも、時代の変化に対応した新しい形へ転換する必要があります。</u></p> <p><u>そこで、第二次基本構想を継承、発展させながら、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</u></p> <p><u>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</u></p> <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、<u>市に関する制度の策定及び施策の実施</u>にあたっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p>	<p>・「第三次基本構想策定の共通認識」に基づき、少子高齢化と人口減少の中にあっても、活力あるまち、持続可能なまちを目指すことについて明記する。</p> <p>・総合計画の定義及び総合計画が最上位計画であることを明記する。</p> <p>・地方自治法に根拠を置いた考え方として整理するため、文言整理を行う。</p>

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考え方です。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していきけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考え方です。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していきけるような魅力ある文化を創造していきます。</p>	<p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次 この基本構想は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和23年度(2041年度)を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し 市の総人口(住民基本台帳の実績値)は、平成27年(2015年)まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。 この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度(2041年度)の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p> <p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考え方です。</p> <p>1 市民生活の向上 まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上を<u>目指</u>していきます。</p> <p>2 市民自治の確立 まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と<u>相互の協力</u>により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を<u>目指</u>していきます。</p> <p>3 市民文化の発展 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していきけるような<u>市民文化の発展</u>を<u>目指</u>していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年次と、計画の基礎となる将来人口の見通しを、新たな章として表示する。 ・「この」は、一定の記述の後に、その内容を指し示すために使用するものであり、当該箇所での使用はなじまないため、削除する(第4章及び第5章も同様)。 ・「1 市民生活の向上」について、「幸せな生活」を送るためには「健康」が必要であると考えられるので、追記する。 ・「めざす」は「目指す」とする(以下同様)。 ・「2 市民自治の確立」について、今後のまちづくりを進める上では、共助の考え方が重要になると考えられるので、「行動を通して」を「相互の協力により」に変更する。 ・「3 市民文化の創造」について、市民にとってよりわかりやすい言葉とするため、「文化の創造」を「文化の発展」に変更するとともに、表記方法を1・2に合わせる。

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
<p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和が理想とする21世紀の都市像を、次のとおり定めます。 『うるおいとふれあいのあるまち東大和』</p> <p>狭山丘陵は野鳥や草花の世界をつくり それを背にして広がる美しいまち並み</p> <p>人々は日々に生きがいを感じ あすへの希望に燃え 未来への限らない夢をいだく</p> <p>日々の語らいのなかに生きる喜びが満ち さわやかな声こだまする 我がふるさと</p> <p>このような東大和を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>豊かな人間性と文化をはぐくむまち 健康であたたかい心のかよいあうまち 暮らしと産業が調和するまち 安全で快適な魅力あるまち</p> <p>2 土地利用 地域の特性を生かした総合的、計画的な土地利用を推進して、人と自然が調和した魅力ある住宅都市の形成をめざしていきます。 そのため、狭山丘陵については、その豊かな自然を積極的に保全して次代に生きる人々に引き継いでいくとともに、緑のネットワークづくりの拠点とするなど、その活用を図っていきます。 また、市街地がすすんでいる地域については、各地域の特性を生かしつつ、貴重な農地の保全や緑の創出などによって都市空間の確保を図るとともに、宅地の細分化や無秩序な開発の抑制、都市基盤の整備などに努めて、秩序ある市街地を形成していきます。さらに、市民生活や地域環境と調和した産業・経済基盤の整備をすすめて、地域経済の発展に努めていきます。</p>	<p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、賑わいと活力に満ちた産業を背景に、市民同士が様々な教育・文化活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。 このことから、私たちがめざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。 <u>豊かな人間性と文化をはぐくむまち</u> <u>健康であたたかい心のかよいあうまち</u> <u>暮らしと産業が調和した活力あるまち</u> <u>環境にやさしく安全で快適なまち</u> <u>相互の理解と協力に支えられるまち</u></p>	<p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と市が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像 東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。 そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。 さらには、<u>少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても、賑わいと活力に満ちた産業や地域</u>を背景に、市民同士が様々な活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。 このことから、私たちが目指す将来の都市像を『●●●●●●●●』と定めます。</p> <p>2 基本目標 都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。 <u>子どもたちの笑顔が輝くまち</u> <u>健康であたたかい心のかようまち</u> <u>安心・安全で利便性が高いまち</u> <u>いきいきと心豊かに暮らせるまち</u> <u>環境にやさしいまち</u> <u>暮らしと産業が調和した活力あるまち</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次基本構想策定の共通認識」に基づいた表記とするため、「少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても」を加える。 ・「産業」だけではなく、地域全体が賑わいと活力に満ちていることが望ましいので、「地域」を追記する。 ・市民同士の交流は「教育・文化活動」に限らないので、「活動」に変更する。 ・新たな都市像の検討に関しては、資料5参照。 ・新たな基本目標の考え方等に関しては、資料6参照。

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
	<p>3 基礎的指標</p> <p>(1) 目標年次 目標年次は、平成33年度(西暦2021年)とします。</p> <p>なお、この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも適宜見直しを行います。</p> <p>(2) 人口 目標年次までの期間における最大人口は、おおむね8万2千人と想定します。</p> <p>第4章 まちづくりの基本施策</p> <p>この「まちづくりの基本施策」は、人と自然が調和した生活文化都市 東大和を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <div data-bbox="1359 1129 1762 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>以降は、修正箇所が多いため、 下線表示を省略します</p> </div> <p>1 豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり 市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます。また、自主的で多彩な文化・余暇活動を振興するための環境をつくり、豊かな人間性と文化をはぐくむまちの実現をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要な応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習社会を構築していきます。 ○ 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。 ○ 家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、その 	<p>(削除)</p> <p>第5章 まちづくりの基本施策</p> <p>「まちづくりの基本施策」は、●●●●●●●●●●を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 子どもたちの笑顔が輝くまちづくり 子どもたちの健やかな育ちを守り、安心して子育てができるまちを目指します。また、子どもたち一人ひとりが輝く、活力に満ちたまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるまちづくりを進めます。 (2) 家庭、学校、地域等が一体となって、子どもの健全育成を推進し、子どもたちが地域で元気に成長できるまちづくりを進めます。 (3) 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、子どもたち一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。 	<p>・基礎的指標は、第2章に記載するため、削除する。</p> <p>・新たな基本施策の考え方等に関しては、資料6参照。</p>

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
	<p>ための条件整備に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリエーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。 <p>2 健康であたたかい心のかよいうまちづくり 市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な福祉施策を展開していきます。また、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいうまちの実現をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制を整備していきます。また、生涯の各時期に必要な応じた保健・医療サービスを充実していきます。 ○ 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるような介護・生活支援サービスを充実していきます。 ○ ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます。 ○ 少子化が進行する中、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるような育児・生活支援サービスを充実していきます。 ○ 市民と行政の連携により地域福祉を推進するとともに、市民の誰もが安心して社会参加できるユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備に努めていきます。 <p>3 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり 市民の暮らしの視点から、就労機会の拡充や勤労者福祉の向上、消費者保護などの施策を展開して、市民生活の安定と向上に努めていきます。また、地域の特性や生活環境に十分配慮した産業の振興を図って、地域経済の自立性を高めていきます。そして、市民と事業者が相互に理解し協力しあって地域の発展に努め、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携して、労働環境の向上と福利厚 	<p>2 健康であたたかい心のかよいうまちづくり 市民が、健康で幸せな生活を送ることができるまちを目指します。また、すべての人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民一人ひとりのこころとからだの健康づくりを支援し、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまちづくりを進めます。 (2) 地域の包括的な支えにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるとともに、その能力を発揮して、いきいきと活躍することができるまちづくりを進めます。 (3) 障害のある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう必要な支援が行き届くとともに、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められるまちづくりを進めます。 (4) 社会保障制度がより適切かつ効果的に運営されているとともに、支援を必要とする市民が、地域社会全体で温かく見守られ、支えられるまちづくりを進めます。 <p>3 安心・安全で利便性が高いまちづくり 災害に強い安心・安全なまちを目指します。また、市民が、快適で住み続けたいと思える住環境や交通環境の整ったまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、いつ発生するのか分からない災害に対する被害を最小限に食い止めることができるまちづくりを進めます。 (2) きめ細やかな防犯対策を推進し、市民が犯罪などに巻き込まれない安全なまちづくりを進めます。 	

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
	<p>生の充実、就労機会の拡充等に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者意識の高揚に努めて自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護の体制を整備していきます。 ○ 環境保全などの多面的な機能をもつ農地を守り、市民との交流等を促進するためのふれあい農業を推進していきます。 <p>また、生産環境と生活環境が調和した工業地域の土地利用を図るとともに、新たな都市型産業の育成と誘導に努めていきます。</p> <p>さらに、利便性に富み、親しみやすい商店街を育成していくとともに、商業・業務核の形成に努めていきます。</p> <p>4 環境にやさしく安全で快適なまちづくり</p> <p>市民が愛着と誇りを持ち、住みたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。</p> <p>また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の都市構造を踏まえた市街地整備の方針に基づいて、道路、交通、公園・緑地、河川などの都市的施設を整備し、秩序あるまちづくりを推進していきます。 ○ 緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進していきます。 ○ 災害や犯罪、交通事故等を防止するための施設や体制を整備し、市民の生命と財産を守っていきます。 ○ 市民や事業者等の意識の高揚を図って、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます。 <p>5 相互の理解と協力で支えられるまちづくり</p> <p>市民が等しく社会を構成する一員として、安心して生活を営むことのできる環境づくりに努めていくとともに、市民による市民のための自主的で多彩な社会活動を展開していきます。また、地域を越えた広</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 誰もが快適で住みたいと思えるような良質で安全な住環境が確保されており、景観が美しいまちづくりを進めます。 (4) 道路や交通の環境が整い、誰もが安全かつ快適に移動することができる利便性の高いまちづくりを進めます。 <p>4 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり</p> <p>市民が、学習やスポーツ活動を通じて豊かな人生を送ることができるまちを目指します。また、地域に住む人々が、多くの活動を通じてつながり合い、多様な考え方を認め合うまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 誰もが生涯を通じて学び続け、一人ひとりが充実した人生を送るとともに、その成果をより良い地域づくりのために活かすことができるまちづくりを進めます。 (2) 市民一人ひとりが平和の価値を共有するとともに、地域の文化や歴史に親しみ、「ふるさと東大和」への強い愛着と誇りを感じることができるまちづくりを進めます。 (3) 多くの市民が、スポーツ・レクリエーションにより、健やかな心と体づくりに取り組み、スポーツ活動などを通じて、人と人がつながるまちづくりを進めます。 (4) 多くの市民が、地域でいきいきと暮らし、様々な社会活動への参加を通じて、地域における課題の解決に向けて自主的に行動するまちづくりを進めます。 (5) 市民一人ひとりが、性別や国籍、文化の違いに関係なく、地域社会の一員として尊重され、人権が擁護されるまちづくりを進めます。 <p>5 環境にやさしいまちづくり</p> <p>貴重な地域資源である緑や水に囲まれたうるおいのあるまちを目指します。また、廃棄物が少ない環境にやさしいまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育 	

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備考
	<p>域的な連携をも深めて、相互の理解と協力に支えられるまちの実現をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の共同参画を基本として、家庭、学校、職場、地域等が一体となり、誰もが社会の構成員として対等な生活を送ることができる環境づくりに努めていきます。 ○ 市民と行政との情報の共有化を促進し、多様な情報を享受できるような体制を整備していくとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備に努めていきます。 ○ 自主的で多彩なコミュニティ活動やボランティア活動、民間非営利活動などを促進するための体制を整備し、そうした諸活動への参加と行動を通して自治意識の高揚を図っていきます。 ○ 都市間の交流の輪を広げて、広域的な相互理解、相互協力の関係を築き上げていくとともに、国際化、平和・友好に向けた社会の醸成に努めていきます。 	<p>てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全して、自然と共生したまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 高い意識のもと、廃棄物の減量化に取り組み、環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを進めます。 (3) 公害や温暖化の防止、再生可能エネルギーの導入などに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。 <p>6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり</p> <p>地域に根ざした農業や商工業が活発で、活気あるまちを目指します。また、地域資源を活用して、魅力の発信ができるまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の企業や商店街の活発な活動により、市内に住み働く人々が増え、地域の中でより良い経済循環を生み出せるまちづくりを進めます。 (2) 多くの市民が農業の重要性について理解し、市街地と農地が共存することにより、環境保全などの都市農業の機能が十分に発揮されるまちづくりを進めます。 (3) 消費生活のスタイルが多様化する中であっても、市民が必要な知識を習得でき、安全で豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。 (4) 地域資源を活用したイベントの実施や、住みやすい住環境の情報発信などにより、交流人口と定住人口が増加する活気あるまちづくりを進めます。 	

(参考) 基本構想	第二次基本構想	第三次基本構想 (素案)	備 考
	<p>第5章 基本構想を実現するために</p> <p>この基本構想を実現するため、市民と行政がまちづくりの役割を分担し合えるような協働関係を構築していくとともに、事業者や近隣市町村・都・国などと連携して、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、その限りない英知と努力を結集して幾多の困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現をめざしていきます。</p> <p>○ 地方分権の進展にあわせ、市民サービスの向上を前提とした簡素で効率的な行財政運営を確立していきます。また、全体の奉仕者として、市民や地域社会の期待に的確に応えることができる人材の育成に努めていきます。</p> <p>○ 市民が主体的に地域社会の活動などにかかわり、行政の計画や実施過程に意見や要望を反映させていけるような市民参加の機会を拡充していきます。そのため、行政手続の明瞭化や情報公開など、行政の透明化を高めるとともに、広報・広聴活動などの一層の充実を図っていきます。</p> <p>○ 市民生活圏の地域を越えた拡大が進む中、自治体相互の自主性や自立性を尊重しつつ、近隣市町村との連携を深め、一層の広域的な地域資源の有効活用を推進していきます。</p>	<p>第6章 基本構想を実現するために</p> <p>この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、次代の人々にも誇れるまちを目指します。</p> <p>1 費用対効果を十分に勘案しながら、限りある財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底するとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備や近隣市町村との連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図ります。</p> <p>2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と施設の長寿命化を図りながら、統廃合や多機能化などにより、公共施設の適正配置と総量の縮減に取り組めます。</p> <p>3 市民参加の機会を確保し、市の計画や実施過程において市民の意見や要望を反映できるようにするとともに、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めます。</p>	